



第三章 都市整備の方針（全体構想）

【1】分野別構想

① 土地利用の方針

都市づくりの目標や基本的方向に掲げた「地域特性に応じた計画的な市街地の形成」、「既成市街地の住環境改善と郊外住宅地の再生」、「産業の計画的な誘致」、「自然環境や良好な農地の保全」を実現するための土地利用の方針を以下に示します。

1-1. 都市計画区域

本市の土地利用や都市構造を定める都市計画区域、区域区分、用途地域等の適切な見直しを行い、市域の自然と都市機能が調和し、環境負荷の少ない街の形成を図ります。

目標年次である概ね 20 年後の人口見込みに応じて都市機能を集約し、街の低炭素化を促進します。市街化区域においては、コンパクトな生活圏の形成を図るとともに中心市街地における土地の高度利用を促進するなど、市街地活性化を図ります。また、市街化調整区域においては、鉄道駅や幹線道路に隣接した交通利便性が高い区域を基本として、民間主導型のまちづくり事業等による市街化区域編入を前提とした良好な市街地の形成を検討します。



▲本市の中心市街地

1－2. 住宅地

交通利便性の高い主要駅周辺地域においては、中高層住宅地を配置し、土地の高度利用を図ります。さらに、高齢化社会に対応するため、生活諸機能を集約した住みよいコンパクトな市街地形成を促進し、市街地の活性化を図ります。

既成市街地においては、地域特性や課題に対応した計画的な生活道路等の整備を検討し、良好な居住環境の整備を図るとともに、住みやすい環境の維持・増進を図ります。

市内に点在している老朽化が進む郊外住宅地については、地域特性に配慮した居住環境の改善により、良好な住宅地の形成を図ります。



▲鉄道駅周辺の中高層住宅

1－3. 商業地

商業系の土地利用は、主要鉄道駅を中心に配置することとし、本市の中心拠点であるJR二日市駅、西鉄二日市駅周辺は、土地の高度利用を促進するなど、市街地活性化を図ります。また、本市の副次拠点である西鉄筑紫駅、JR原田駅周辺においては、商業施設の誘致を促進し、西鉄朝倉街道駅、JR天拝山駅周辺においては、大型商業施設の維持・拡充を図ります。

さらに、本市の観光価値の高い二日市温泉については、景観に配慮し歴史ある温泉街にふさわしい街並みを保全することで、観光資源として活用を図ります。



▲市内の大型商業施設

1-4. 工業地

幹線道路沿道や筑紫野インターチェンジ周辺においては、周辺環境の保全等に配慮しつつ、積極的な企業誘致により産業集積地の形成を図ります。また、4車線以上の主要幹線道路（整備予定も含む）沿道及び周辺においては、沿道サービス施設や流通業務施設及び交通利便性を活かした産業の強化を図ります。その他、広域幹線道路沿道においては、適切に沿道サービス・流通業務施設等の誘導を図ります。

既存工業地は、今後も工業地として維持するとともに、住宅地と工場が混在している地域については、点在する工場の集約化や工場の郊外移転等により混在解消を図ります。既に集約化されている軽工業地については、今後も良好な軽工業地として維持・増進します。



▲筑紫野インターチェンジ周辺の
流通業務施設

1-5. 農地

市街化区域内の農地については、都市的土地区画整理事業への転換を図ります。

農用地区域内の農地及びその周辺地域の優良農地については、保全することで、良好な農業環境の維持・増進を図ります。

農村集落地周辺の農地については、市民農園や観光農園として、都市と農村の交流及び生産者と消費者の交流の場としての活用を検討します。



▲市内優良農地

1-6. 緑地

市域東西に広がる豊かな自然緑地は保全するとともに、人々に安らぎと癒しをもたらす自然景観に配慮し、登山や自然観察等のレクリエーションゾーンとして有効活用を図ります。



▲登山道（天拝山）

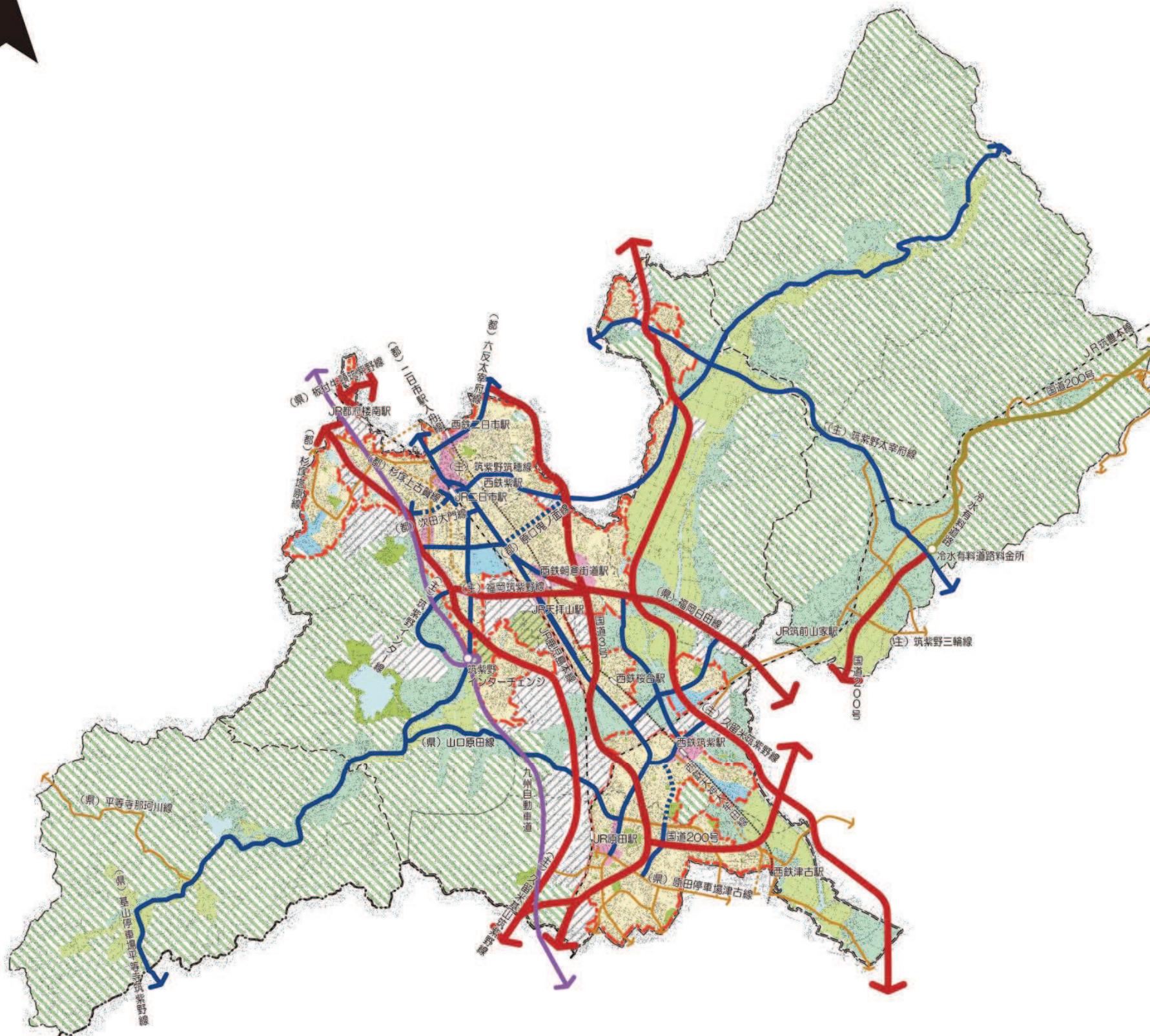
土地利用の方針図

N



凡例

	住宅地
	商業地
	沿道商業サービス地
	工業・業務地
	農村集落地
	農地
	緑地
	河川・池・沼等
	計画的な土地利用を推進する区域
	都市公園
	高速道路
	有料道路
	主要幹線道路
	幹線道路
	幹線道路未整備区間
	補助幹線道路
	補助幹線道路未整備区間
	鉄道 (JR)
	鉄道 (西鉄)
	市街化区域界
	都市計画区域界
	7 地域区分界
	行政区域界
	県界



2. 交通体系の整備方針

都市づくりの目標や基本的方向に掲げた「道路環境の改善と公共交通体系の維持」を実現するための交通体系の整備方針を以下に示します。

2-1. 道路整備

長期未着手の都市計画道路については、社会情勢の変化に伴う必要性を再度検証し、必要に応じて見直しを図ります。

幹線道路については、拡充整備等により、渋滞の緩和を図ります。また、東西方向の幹線道路については、南北方向の幹線道路との接続性の強化を図ります。

安全な歩行空間や自転車空間が整備されていない道路については、歩行空間や自転車空間の確保を図ります。



▲整備された都市計画道路

2-2. 交通施設

主要鉄道駅においては、新たな改札口等の整備により、利便性の向上を図り、駅前広場においては、景観にも配慮した安全性と快適性を兼ね備えた交通施設の充実を図ります。また、鉄道駅周辺の駐車場については、商業施設の駐車スペースの活用などを図ります。さらに、鉄道駅周辺の駐輪場については、駐輪需要に応じた施設の整備促進を図ります。



▲西鉄二日市駅前広場

2-3. 公共交通

路線バスについては、利便性の向上策を関係機関との調整を図りながら検討します。特に、農村集落・山地部においては、路線バスの路線維持を図るとともに、コミュニティバス等を含む新たな交通手段の必要性を検討します。



▲市内を走る路線バス

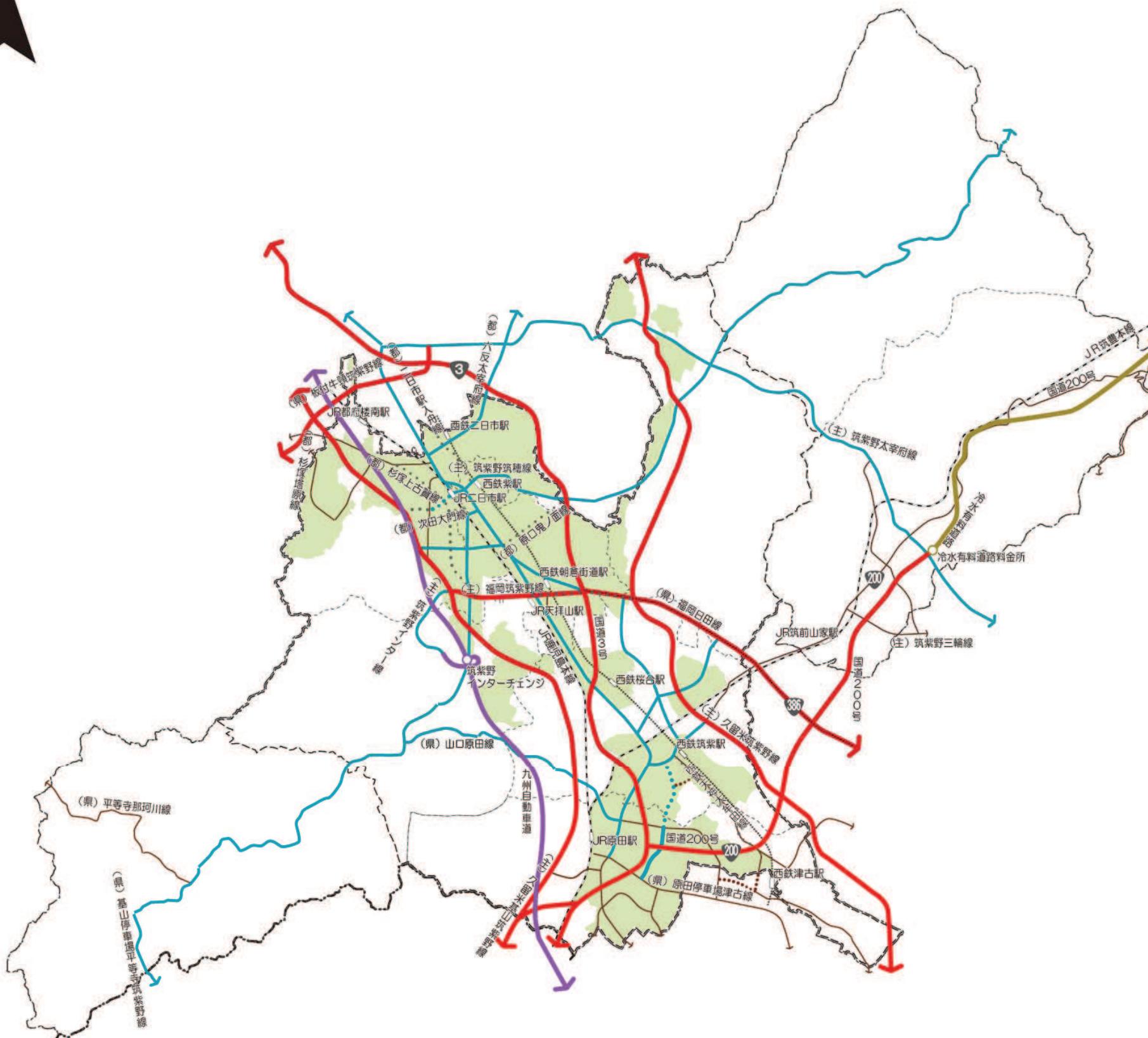
交通体系の整備方針図

N



凡例

	高速道路
	有料道路
	主要幹線道路
	幹線道路
	幹線道路未整備区間
	幹線道路新規整備区間
	補助幹線道路
	補助幹線道路新規整備区間
	機能強化路線
	都市計画道路未整備区間（主要路線のみ）
	鉄道（JR）
	鉄道（西鉄）
	市街化区域界
	都市計画区域界
	7 地域区分界
	行政区域界
	県界



3. 都市及び自然環境形成、景観形成の方針

都市づくりの目標や基本的方向に掲げた「良好な都市環境の形成」、「地域資源の保全」、「自然環境の保全とレクリエーション機能の充実」を実現するための都市及び自然環境形成、景観形成の方針を以下に示します。

3-1. 都市及び自然環境形成

市域東西に広がる豊かな自然緑地は保全するとともに、人々に安らぎと癒しをもたらす自然景観に配慮し、登山や自然観察等のレクリエーションゾーンとして有効活用を図ります。本市の豊かな自然環境に由来する多様な動植物については、生息・生育環境に配慮した周辺の環境づくりを行います。

また、豊かな自然に多くの文化財を有しており、歴史資源の積極的な保全を図ります。



▲豊かな自然環境

3-2. 景観形成

魅力ある街並みの形成・保全を図るため、地区計画や建築協定等を活用します。また、本市の三つの宿場のうち、特に山家と原田の旧宿場町については、歴史的な街並みの保全に努めます。さらに、各種公共施設のデザインや色彩等については、周辺の景観に配慮した整備を図ります。

鉄道主要駅周辺等の市街地及び住宅団地、その他風致の維持が重要な場所においては、緑化を推進し、花や緑に富んだ魅力的な空間の創造を図ります。

ため池とその周辺は、良好な景観形成と魅力ある環境づくりに配慮した保全・活用方法を検討します。

主要な道路や河川沿いにおいて、緑の保全に努めるとともに、適正な維持管理を行います。

本市の良好な都市景観や豊かな自然景観を今後も維持していくため、良好な景観形成の方針等を定めた景観計画の策定等を検討します。



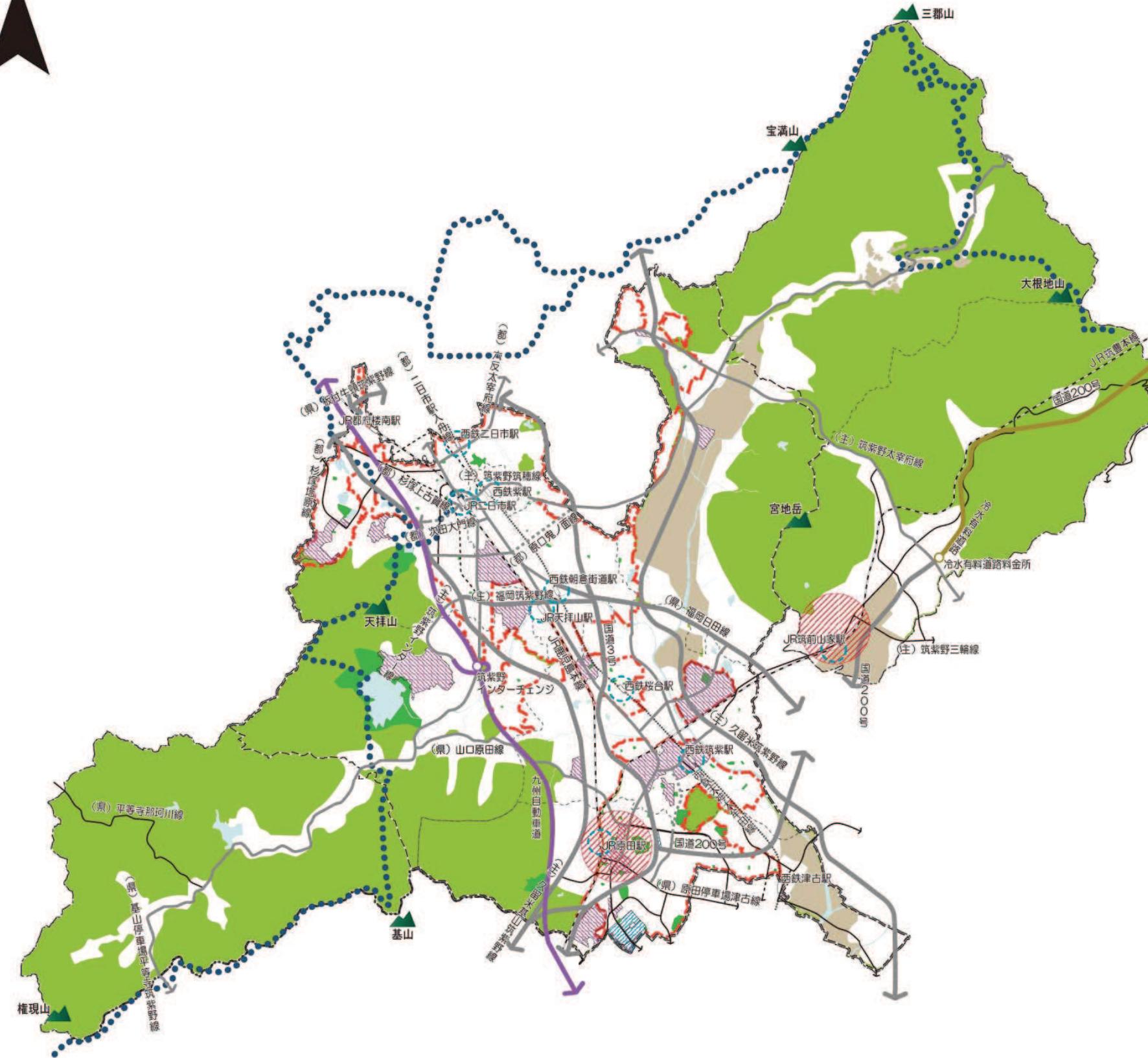
▲山家の旧宿場町



▲原田の旧宿場町

都市及び自然環境形成、景観形成の方針図

N



凡 例

○	歴史的な街並みの保全
○	緑化の推進
○	都市公園
○	緑地
○	農地（ほ場整備箇所）
●●●●	九州自然歩道
▨	地区計画
▨	建築協定
↔	高速道路
↔	有料道路
↔	主要幹線道路
↔	幹線道路
↔	幹線道路未整備区間
↔	補助幹線道路
↔	補助幹線道路未整備区間
—	鉄道（JR）
---	鉄道（西鉄）
—	市街化区域界
---	都市計画区域界
----	7 地域区分界
----	行政区界
---	県界

4. その他の都市施設整備の方針

都市づくりの目標や基本的方向に掲げた「地域特性に応じた計画的な市街地の形成」、「既成市街地の住環境改善と郊外住宅地の再生」、「公園やレクリエーション機能の充実」を実現するための都市施設整備の方針を以下に示します。

4-1. 上水道

上水道については、配水管の拡張、更新、耐震化などを計画的に推進するとともに、安全で良質な水の安定供給に努めます。また、節水意識の啓発を推進し、貴重な水資源の有効活用に努めます。



▲山神ダム

4-2. 下水道

汚水処理施設の幹線管渠の敷設及び面整備を進め、下水道整備区域の拡大・普及率の向上を図ります。また、汚水処理施設の点検・整備を行い、効率的な運用を図るとともに、農業集落排水事業により整備した処理施設については効率的な維持管理に努めます。

生活雑排水や工業排水など汚染源への適切な管理・チェック体制の確立を推進するとともに、地域特性に合った生活排水処理体制の整備を推進し、河川の水質浄化を図ります。

下水道整備計画区域外の地区においては、周辺の環境に配慮した合併処理浄化槽の整備を推進します。



▲下水道施設点検

4-3. その他公共公益施設

都市公園は適正な配置を検討し、市街化区域内の既存公園については、周辺住民の憩いの場として維持・増進を図るなど、地域特性や公園種別に合わせた整備を図ります。また、大規模な公園においては、市民の憩いの場としてレクリエーション機能の拡充や散策に適した環境整備を図ります。河川をはじめとする水辺の空間についても、自然にふれて親しむことができる親水空間を検討します。

地域活動拠点となるコミュニティセンター、生涯学習センター、総合保健福祉センター等の計画的な整備・維持を図ります。

本市の市庁舎をはじめとする行政施設について、市民の利便性の確保や市民サービスの向上、施設の老朽化等の課題の早期解決に向けて、移転も含め、施設の再整備を検討します。



▲上原田公園

5. 安全・安心なまちづくりの方針

都市づくりの目標や基本的方向に掲げた「既成市街地の住環境改善」、「防災・防犯機能の強化」を実現するための安全・安心なまちづくりの方針を以下に示します。

5-1. 防災のまちづくり方針

中心市街地に見られる老朽化した建築物の建て替えや耐震化を促進するとともに、上水道、電気、ガス、通信等の生活基盤施設の安全性と信頼性の向上を図り、都市防災機能の強化を図ります。また、災害発生時の緊急事態に備え、都市公園や幹線道路の整備を推進し、避難場所となる防災拠点や避難経路の確保を図ります。

既成市街地を中心として、公共下水道区域内雨水幹線の整備を推進し、都市洪水の対策を図ります。また、市街化区域内のため池の保全による洪水の対策を図ります。さらに、宝満川、山口川、鷺田川、高尾川等においては、河川改修等による浸水対策を推進します。



▲避難訓練



▲防災訓練

5-2. 福祉のまちづくり方針

健康でやすらぎある福祉社会の形成に向けて、既存の公共公益施設や鉄道駅等におけるバリアフリー化を推進するとともに、誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を推進します。

また、コミュニティセンター、小学校、小地区公民館を拠点とした地域福祉活動と公的サービスが連携し、住民と行政が一体となった地域福祉活動の推進を図ります。



▲福祉ボランティアのガイド体験教室



【2】分野横断型 重点的まちづくり方針

本市の都市づくりを進めるにあたっては、前述の都市整備の方針を分野別に進めるだけでなく、市民、事業者、行政が互いに連携しながら、5つの重点的まちづくりを進めていきます。

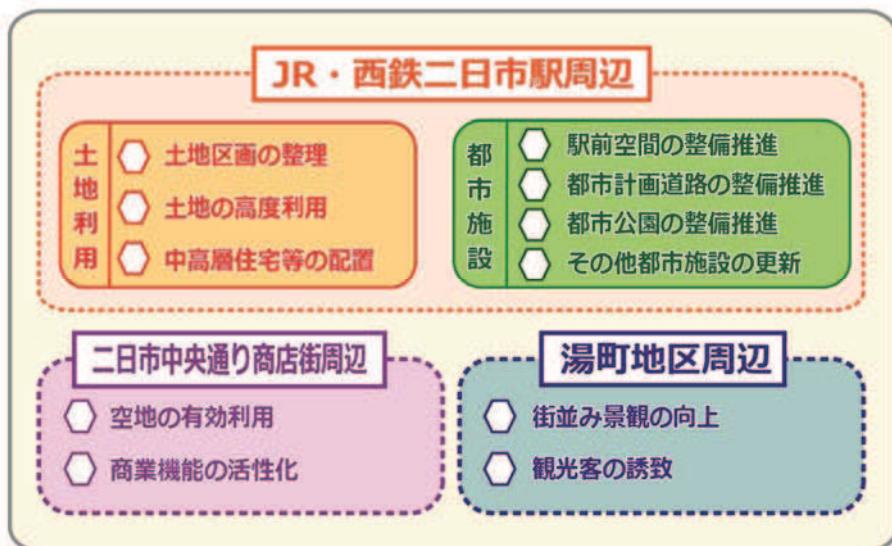
① 中心市街地の活性化によるまちづくり

本市の中心市街地の拠点である JR・西鉄二日市駅前には、十分な広場空間が確保されておらず、広域的な交通結節点としての機能を十分に果たせていません。また、二日市中央通り商店街などの市街地一帯は、拠点として位置づけられていますが、商業系の都市機能が低下しており、商業地としての役割を十分に果たせていません。

以上のような問題を解決し、今後深刻化が予見される少子高齢化等の社会問題に対応するため、JR・西鉄二日市駅周辺等において、民間主導型の市街地再開発事業等による土地の高度利用や、良好な住環境の形成、駅前広場、都市計画道路、都市公園等の都市基盤の整備などを図ります。

二日市中央通り商店街周辺においては、空地等の土地の有効利用及び土地の高度利用を図り、中心市街地としての商店街の活性化を図ります。また、1300 年もの歴史を持つ二日市温泉が存在する湯町地区は、統一された美しい景観をもつ街並みを整備し、観光を中心資源として育成し、観光客による賑わいの創出を図ります。

▼中心市街地の活性化イメージ



② 産業の計画的な誘致によるまちづくり

本市における近年の工業活動や商業活動の推移をみると、年間製造品出荷額や年間商品販売額は増加傾向にあるものの、事業所数や従業者数は伸び悩んでおり、新たな雇用創出に結びついていません。また、本市は、都市計画区域内において工業系の用途地域が指定されているものの、まとまりのある工業用地が一部にしかみられず、住宅地等との土地利用が混在していることから、一定規模の用地を求める企業等のニーズに対応することが困難な状況となっています。

そのため、広域的な流通の拠点として整備された筑紫野インターチェンジ周辺や主要幹線道路沿道に

おいて計画的な土地利用を推進し、工場や流通業務施設等の積極的な集積を図ります。

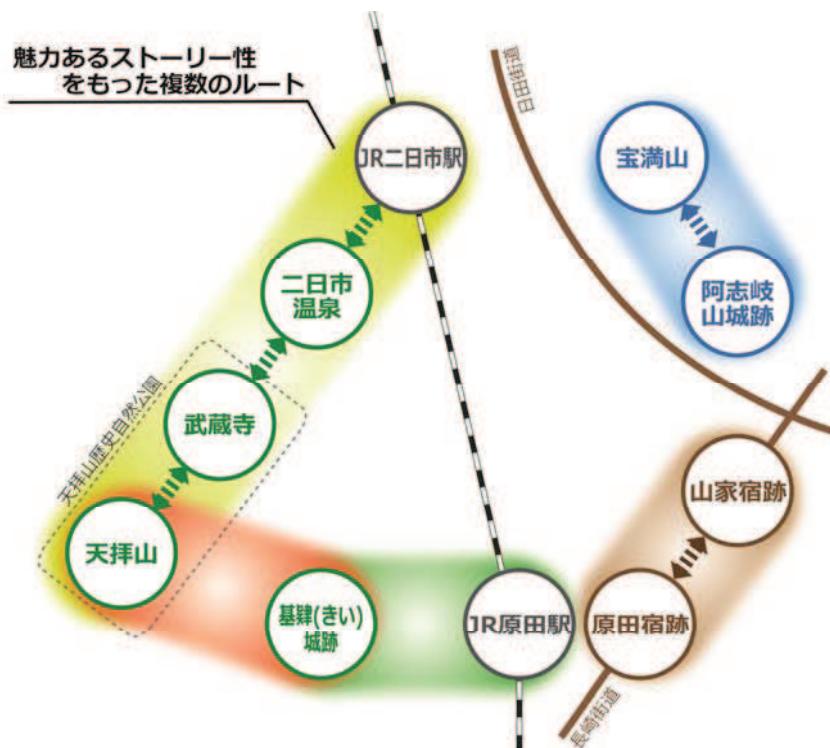
また、徒歩でも利用できる日常生活品を販売する店舗等が求められていることから、県の大規模集客施設の立地ビジョン等を踏まえつつ、地域の拠点である鉄道駅等の周辺を中心に、生活利便施設等の適切な立地を図ります。

3. 地域資源を活用したまちづくり

本市には、1300年もの歴史をもつ「二日市温泉」や九州最古の寺と称される「武藏寺」、靈山として国の史跡に指定された「宝満山」、古代の山城である「基肄(きい)城跡」、「阿志岐山城跡」など、市内各地に歴史資源が点在しています。これらの資源は、本市を魅力ある街としていくための貴重な財産となります。

このため、二日市温泉、武藏寺、天拝山などの他に、新たに国の史跡に指定された「宝満山」や「阿志岐山城跡」などの大規模史跡の適切な保全を図るとともに、本市の鉄道や幹線道路などの交通インフラの利便性を活かしながら、市内に個性的で地域を特徴づける魅力あるストーリー性をもったルートを複数設定し、様々な地域資源や景観ポイント、店舗や展示ギャラリーなどを有機的に結びつけた、街の回遊性を高めるゾーン形成に取り組みます。また、市全体へ波及効果が及ぶように地域の特性に応じた他分野とも連携し、本市の総合的な活性化を図ります。

▼街の回遊性を高めるゾーン形成のイメージ



④ 市庁舎をはじめとする公共施設の再整備によるまちづくり

市庁舎は行政サービスや地域コミュニティの拠点としての役割が求められるとともに、災害時の対策本部等の防災拠点としての役割も果たさなければなりません。

しかし、現在の庁舎は、本館と5カ所の別館で構成され、上下水道庁舎が離れた場所にあるなど市民の利便性が低く、昭和11年に建築した本館旧棟など、老朽化が著しく、耐震性の不足という課題も抱えています。

このため、市庁舎が果たす役割を明確にしながら、あるべき市庁舎の規模や必要な敷地面積等の検討を進め、市民が訪れる際の交通の利便性にも配慮した上で、移転も含め、施設の再整備を検討します。

⑤ 安全・安心な災害に強いまちづくり

本市の中心市街地を流れる鷺田川、高尾川では、浸水等による水害が発生しており、安全・安心な市民生活を脅かす大きな要因となっていることから、河川改修等の治水事業を実施し、災害に強い都市づくりを行います。

また、中心市街地である二日市地域、二日市東地域には、狭小な路地、行き止まり道路、老朽化した建築物などが一部存在しており、都市防災上の課題をかかえる地域となっています。

このため、火災、水害、地震等の災害発生を見据えた建築物の不燃化・耐震化を図るとともに、市庁舎をはじめとした公共施設の防災機能の強化や公園・緑地等のオープンスペースの確保など、市民が安全で安心して暮らせる市街地を形成します。

